

平成 18 年度阿蘇草原再生に向けた協議会等開催及び全体構想策定業務

環境省九州地方環境事務所請負業務

阿蘇の草原再生に向けて、平成 17 年 12 月、自然再生推進法に基づく阿蘇草原再生協議会が設立され、平成 18 年度には阿蘇草原再生全体構想を策定した上で、その後の協議を進めることとなった。本業務では、九州地方環境事務所が事務局を担う協議会、生物多様性小委員会及び草原環境学習小委員会の開催・運営を行うとともに、平成 18 年度内の全体構想策定に向けて、協議会に設置された全体構想策定作業部会の開催・運営、各関係者の意見のとりまとめ及び全体構想の「原案」「素案」の作成等、一連の業務を行った。

■環境省による阿蘇草原再生に向けた取り組みと協議会設立の経緯

阿蘇の草原の危機

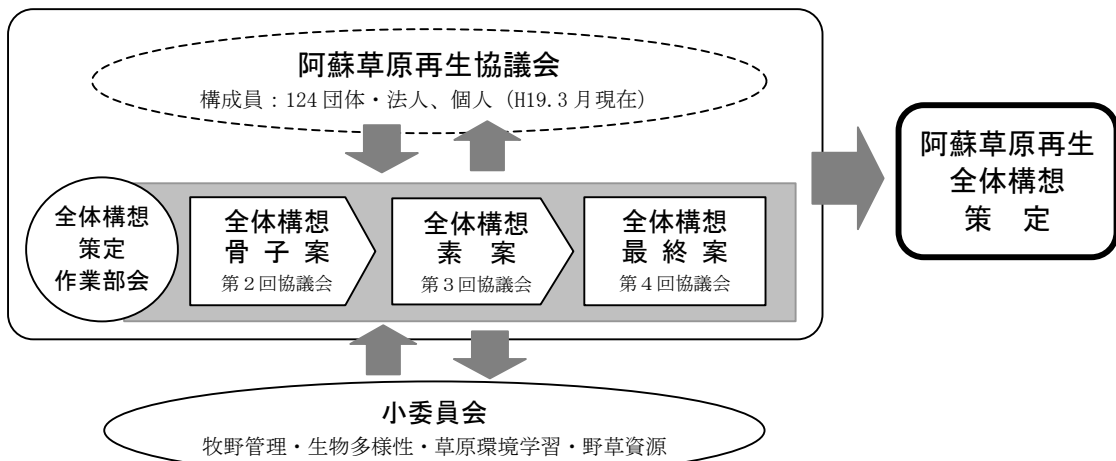
- 放牧頭数の減少、野草採草の減少等により、**利用されない野草地が増加**
- 有畜農家の減少、高齢化・後継者不足により、**草原維持のための作業が困難に**
- 野草地面積の減少・草原の変容が進み、**景観の劣化や生態系の変化が進行**



【平成 18 年度業務実施概要】

- ◆阿蘇草原再生協議会の開催・運営：2回の協議会を開催。第3回協議会では全体構想の性格、すなわち共通の目標に向けて各構成員が自ら行おうとすることを記載するものであることを確認した上で、構想の素案について討議。第4回協議会において全体構想最終案が承認され、さらに中村太士氏（北海道大学大学院教授）からの話題提供を踏まえ、今後の協議に向けて意見交換を行った。
- ◆小委員会（生物多様性、草原環境学習）の開催・運営：全体構想策定に向けて第2回目の小委員会をそれぞれ開催し、全体構想原案に対する意見を集約。全体構想策定後、各小委員会での今後の協議に向けて第3回目の小委員会をそれぞれ開催。
- ◆阿蘇草原再生全体構想案の作成：協議会及び小委員会における意見を踏まえ、阿蘇草原再生作業部会において検討を行いながら全体構想原案、素案、最終案をまとめ、順次協議会または小委員会に提出。作業部会は平成18年度中に6回（17年度以降全8回）開催。
- ◆協議会だよりの発行：協議会や小委員会における協議内容や各構成員による活動状況等を、構成員のみならず地域の人々に幅広く知ってもらうため、「阿蘇草原再生協議会だより」を2回（4号、5号）発行、配布（阿蘇郡市内各戸回覧）した。

■全体構想策定の流れ



◇全体構想策定にあたって

構成員が進める様々な取り組み内容を反映

- ・ 全体構想の取り組みの内容には、124 構成員が阿蘇草原再生に向けて取り組んでいること、今後やっというとしてしていることを記載。
- ・ 策定にあたっては、構成員全員を対象として「全体構想策定に向けた意向調査」を実施し、構想で掲げる「取り組みの内容」に反映させるとともに、意向に基づいて「役割分担表」を作成した。

協議会だよりやホームページで広く情報発信

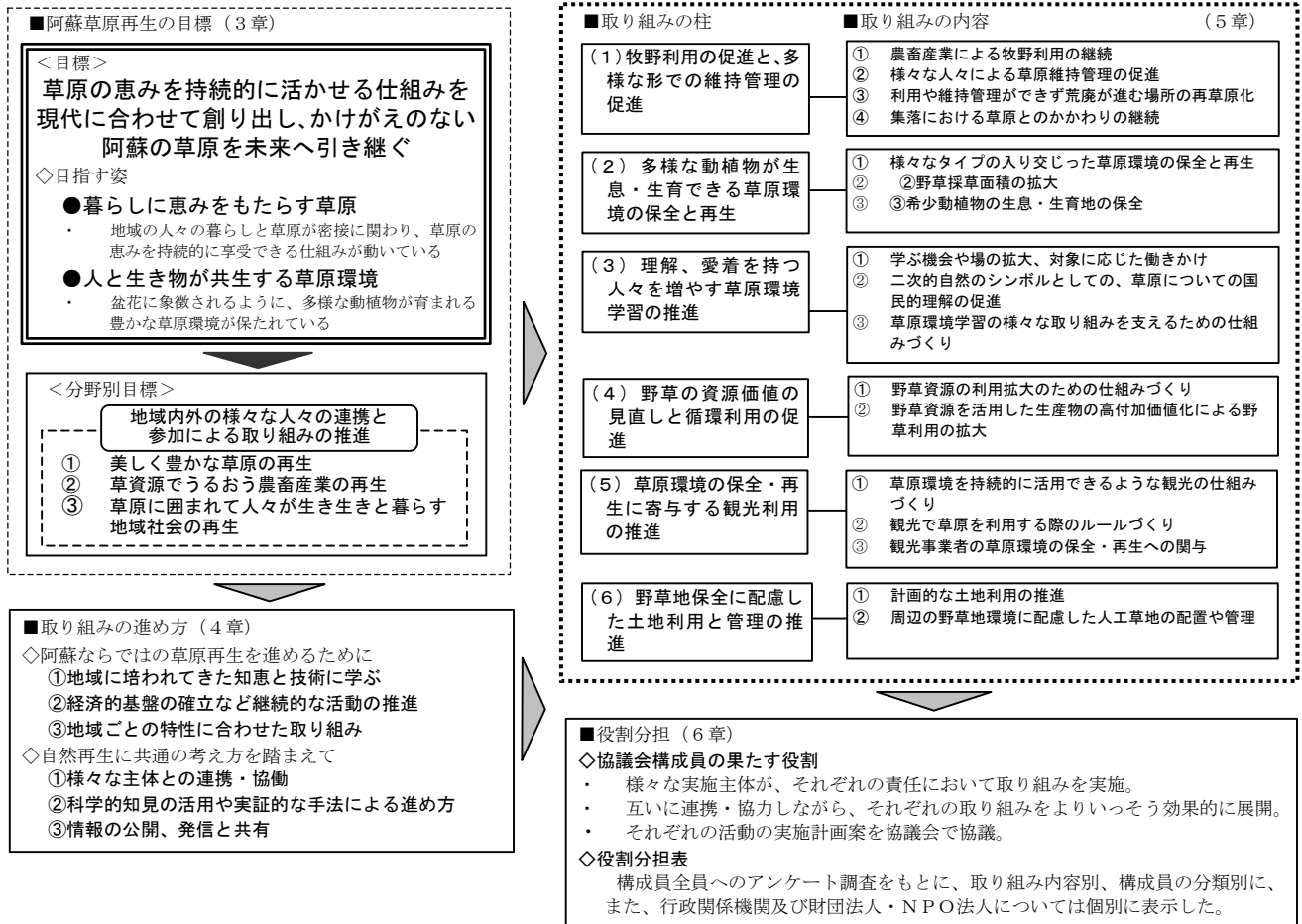
- ・ 全体構想の策定状況や協議会における議論や意見については、逐次発行している協議会だよりに掲載し、構成員以外の地元の人々にも情報提供。
- ・ また、協議会ホームページを活用して、より多くの人々の関心喚起を図っている。



阿蘇草原再生協議会だより 4号、5号

(詳細は、<http://www.aso-sougen.com/kyougikai/index.html>)

■阿蘇草原再生全体構想の構成（平成 19 年 3 月策定）



○全体構想の活用

- ・ 全体構想は 124 団体・個人を数える構成員の総意により策定されたものであり、今後、各構成員が事業・活動を進める際及び、協議会や小委員会における協議の際の指針、共通認識として活用される。
- ・ また、冊子作成により広く配布し、阿蘇草原再生への参加・橋梁の輪を広げていくために活用していく。

○全体構想策定後の協議に向けて

- ・ 全体構想策定後、協議会では実施計画案についての協議（Step 2）に移行していく。
- ・ 阿蘇草原再生の取り組みは、野焼き・輪地切りなど地元牧野組合等により継続的に行う取り組みから、NPO/NGOによる活動、行政が行う公共工事など内容も実施主体も多岐にわたり、「実施計画」の内容や取り扱い等についても一様には考えにくいことから、今後、阿蘇草原再生における「実施計画」の考え方や協議の仕方等について事務局で検討した上で、対応策を次回協議会へ示すこととしている。

■協議会における協議の流れ

